

屋外広告物個別基準比較表

参考資料 1

※本表は、各市の規制内容から総合的かつ簡潔に判断したものです。
その為、一部の地域に限っての比較では、本表の色分けに基づかない箇所も出てきます。

◎：県内で最も厳しい ●：県条例より厳しい ○：県条例と同内容 ▲：県条例より緩い □：一概に比較できない －：個別基準無し

			野洲市	滋賀県 S49.12.1施行	大津市 H21.4.1施行	守山市 H22.4.1施行	長浜市 H24.4.1施行	草津市 H25.1.1施行	備考
自家用広告物の基準	総量規制		○	○	○	○	○	○	
	野立広告板・塔	表示面の幅・高さ	○	○	○	◎	●	○	
	壁面	面積・高さ等	○	○	▲	●	◎	○	
	突出	突出幅・上下端の高さ	○	○	○	◎	●	○	
	屋上	高さ等	◎	○	▲	●	●	○	①へ
	可変表示式広告物		●	－	－	●	◎	－	
非自家用広告物の基準	野立広告板	面積等・高さ	●	○	○	●	●	◎	②へ
	野立広告塔	面積等・高さ	◎	○	○	●	●	●	
	壁面	面積・高さ等	○	○	▲	●	◎	○	
	突出	突出幅・上下端の高さ	○	○	○	●	○	○	
	屋上	高さ等	◎	○	▲	●	●	○	①へ
	相互間距離		□	○	▲	□	□	●	
	可変表示式広告物		●	－	－	●	◎	－	
	案内図板	面積・高さ	●	○	○	●	●	◎	②へ
		相互間距離	□	○	▲	□	□	●	
	電柱広告	巻付・袖付	●	○	○	◎	◎	●	

① 屋上広告物に対する各行政庁の基準

※本表は野洲市屋外広告物条例案による地域区分を基準として、県・他市の地域において、屋上広告物の規制を比較検証している表で

あるため、他市の地域のナンバリングが前後していることがあります。

※本表 部分には県条例との相違箇所になります。

● : 県条例より厳しい
無 : 県条例と同内容
▲ : 県条例より緩い

	第1種規制地域	第2種規制地域	●第3種規制地域●	●第4種規制地域●
野洲市	県条例と同内容		【自家用】 建物の高さ×2/3かつ5m以下 【非自家用】 建物の高さ×1/2かつ5m以下	
滋賀県	禁止地域 【自家用】 設置不可 【非自家用】 設置不可	禁止地域 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ3m以下 【非自家用】 設置不可	許可地域 【自家用】 ・住居系地域：建物の高さ×2/3かつ10m以下 ・その他地域：建物の高さ×2/3かつ20m以下 【非自家用】 ・住居系地域：建物の高さ×1/2かつ5m以下 ・その他地域：建物の高さ×1/2かつ10m以下	
大津市	▲禁止地域▲ 【自家用】 建物の高さ2/3かつ3m以下 【非自家用】 案内図板に限り、条例5条第7号に掲げる区域3m以下 (条例5条第7号に掲げる以外の区域:5m以下)		許可地域 県条例と同内容	
守山市	第1種地域 県条例と同内容	●第2種地域● 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ3m以下、 色彩規制有 【非自家用】 設置不可	第4種地域 県条例と同内容	●第3種地域● 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ3m以下、色彩規制有 【非自家用】 設置不可 第5種地域 県条例と同内容
長浜市	第1種地域 県条例と同内容	●第2種地域● 【自家用】 設置不可 【非自家用】 設置不可	●第3種地域● 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ5m以下 【非自家用】 建物の高さ×2/3かつ5m以下	●第4種地域● 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ6m以下 【非自家用】 建物の高さ×2/3かつ6m以下 ▲第6種地域▲ 【自家用】 建物の高さ×2/3かつ20m以下 【非自家用】 建物の高さ×2/3かつ20m以下
草津市	禁止地域1 県条例と同内容	禁止地域2	第1種許可地域	第3種許可地域 第2種許可地域

② 非自家用野立広告板に対する各行政庁の基準

※本表は野洲市屋外広告物条例案による地域区分を基準として、県・他市の地域において、非自家用野立広告板、案内図板毎に規制を比較検証している表であるため、他市の地域のナンバリングが前後していることがあります。

※本表__部分は県条例との相違箇所になります。

● : 県条例より厳しい
無 : 県条例と同内容
▲ : 県条例より緩い

	第1種規制地域	●第2種規制地域●	●第3種規制地域●	●第4種規制地域●
野洲市	県条例と同内容	【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 縦4.5m以下(脚含む)		【非自家用】 面積(片面)30㎡以下、 縦4.5m以下(脚含み7m以下) 【案内図板】 非自家用と同様
滋賀県	禁止地域 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)3㎡以下、 高さ4.5m(脚含む)	禁止地域 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下(脚除く)	許可地域	許可地域 【非自家用(案内図板も同様)】 ・鉄道から100～500m:面積30㎡以下、高さ4.5m以下 ・新幹線から500～1,000m:面積50㎡以下、高さ10m以下 ・指定道路から30～500m:面積30㎡以下、高さ4.5m以下 ・高速自動車道から500～1,000m:高さ10m以下 ・その他の地域:高さ20m以下(住居系10m以下)
大津市	禁止地域	禁止地域	許可地域	許可地域
	県条例と同内容			
守山市	●第1種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)3㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)、色彩規制有	●第2種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)、色彩規制有	●第4種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)	●第3種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、高さ4.5m以下(脚含む)、色彩規制有
				●第5種地域● 【非自家用】 高さ20m以下 (住居系10m以下) 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)
長浜市	●第1種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)3㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)、色彩規制有	●第2種地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)3㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)	●第3種地域●	●第5種地域●
			第4種地域	第5種地域
			第6種地域	
			県条例と同内容	
草津市	禁止地域1	●禁止地域2● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下(脚含む)	●第1種許可地域● 【非自家用】 設置不可 【案内図板】 面積(片面)5㎡以下、 高さ4.5m以下	●第3種許可地域● 【非自家用】 面積(片面)30㎡以下、 高さ4.5m以下 【案内図板】 非自家用と同様
	県条例と同内容			●第2種許可地域● 【非自家用】 面積(片面)30㎡以下、 高さ4.5m以下 【案内図板】 非自家用と同様